

# 新株式発行届出目論見書の訂正事項分

(平成14年 9月 第1回訂正分)

## 株式会社フージャースコーポレーション

ブックビルディング方式による募集の条件等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成14年9月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

### 新株式発行届出目論見書の訂正理由

平成14年9月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500株の募集の条件並びにこの募集に関し必要な事項を、平成14年9月20日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びにその他訂正を要する箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記してあります。

## 第一部 証券情報

### 第1 募集要項

#### 1. 新規発行株式

欄外の注記を削除する。

#### 2. 募集の方法

平成14年10月2日に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成14年9月20日開催の取締役会において決定された発行価額(144,500円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

#### 欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額」の欄：「255,000,000円」を「216,750,000円」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額」の欄：「127,500,000円」を「108,375,000円」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額」の欄：「255,000,000円」を「216,750,000円」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額」の欄：「127,500,000円」を「108,375,000円」に訂正。

#### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であります。
2. 資本組入額の総額は、平成14年9月20日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。
3. 仮条件(170,000円～210,000円)の平均価格(190,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は285,000,000円となります。

### 3. 募集の条件

#### (2) ブックビルディング方式

##### 欄内の数値の訂正

- 「発行価額」の欄：「未定(注)3.」を「144,500円」に訂正。
- 「資本組入額」の欄：「未定(注)3.」を「72,250円」に訂正。

##### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 仮条件は、170,000円以上210,000円以下の価格とします。  
当社の事業は、東京都および埼玉県を主とした首都圏エリアにおけるマンションの企画・販売関連事業であります。  
仮条件は、事業内容、経営成績および財政状態、事業内容等の類似性の高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見並びに需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場評価および店頭登録日までの価格変動リスク等を総合的に勘案し決定いたしました。  
なお、当該仮条件は変更されることがあります。  
当該仮条件による需要状況、店頭登録日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成14年10月2日に発行価格及び引受価額を決定いたします。  
需要申告の受付に当たって、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に機関投資家等を中心に行う予定であります。
2. 申込証拠金は発行価格と同一の金額といたします。
3. 引受価額が発行価額(144,500円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。
4. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成14年9月21日に公告した発行価額(144,500円)及び平成14年10月2日に決定する引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
5. 新株式に対する配当起算日は、平成14年10月1日といたします。

#### (注)3.の全文削除

### 4. 株式の引受け

##### 欄内の数値の訂正

「引受株式数」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「UF」つばさ証券株式会社870株、大和証券エスエムビーシー株式会社225株、マネックス証券株式会社120株、三菱証券株式会社75株、岡三証券株式会社45株、エンゼル証券株式会社45株、新光証券株式会社30株、東海東京証券株式会社30株、明光ナショナル証券株式会社30株、あさひリテール証券株式会社15株、極東証券株式会社15株」に訂正。

#### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成14年10月2日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除されることになった場合、新株式の発行を中止いたします。
2. U F J つばさ証券株式会社は、同社引受株式数の一部について、カブドットコム証券株式会社に販売を委託する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち30株程度を上限として全国の証券会社に委託販売をする方針であります。

(注)1.の全文削除

### 5. 新規発行による手取金の使途

#### (1) 新規発行による手取金の額

##### 欄内の数値の訂正

「払込金額の総額」の欄：「300,000,000円」を「285,000,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「270,000,000円」を「255,000,000円」に訂正。

##### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(170,000円～210,000円)の平均価格(190,000円)を基礎として算出した見込額であります。

#### (2) 手取金の使途

上記の手取概算額255,000千円については、マンション建設用地等の購入資金などの運転資金に充当する予定であります。

## 事業の概況等に関する特別記載事項

### 5. 訴訟について

#### (1) 損害賠償請求訴訟について

平成14年3月1日、平成11年4月に株式会社宝工務店(現、株式会社タカラレーベン)が売主、当社が販売代理として販売を開始した「レーベンハイム草加サザンコート」の購入顧客17名(14戸)を原告、当社及び株式会社タカラレーベンを被告とした損害賠償請求訴訟が、東京地方裁判所を所轄裁判所として発生しております。(略)

当社及び当社側弁護士は、一部原告との間で和解金が発生する可能性はあるものの、その額は損害賠償請求額を大きく下回る可能性が高いという見解であります。賠償金もしくは和解金が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 手付金等返還請求訴訟について

平成14年9月11日、平成13年4月に株式会社スペースデザインが売主、当社が販売代理として販売を開始した「デュオシティ木場公園」に係る売買契約を締結した顧客2名(1戸)を原告、当社及び株式会社スペースデザインを被告とした手付金等返還請求訴訟が、東京地方裁判所を所轄裁判所として発生しております。

原告の訴えは、売買契約に付随して支払った手付金及び当該住戸の内装工事費用の合計額5,927千円の支払いを被告である当社及び株式会社スペースデザインに要求するものであります。

当社及び当社側弁護士は、原告との間で和解金が発生する可能性はあるものの、その額は返還請求額を大きく下回る可能性が高いという見解であります。返還が認められた場合もしくは和解金が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 第二部 企業情報

### 第5 経理の状況

#### 2. 財務諸表等

##### (3) その他

###### 重要な訴訟事件等

###### a. 損害賠償請求訴訟について

平成14年3月1日、平成11年4月に株式会社宝工務店（現、株式会社タカラレーベン）が売主、当社が販売代理として販売を開始しました「レーベンハイム草加サザンコート」の購入顧客17名（14戸）を原告、当社及び株式会社タカラレーベンを被告とした損害賠償請求訴訟が、東京地方裁判所を所轄裁判所として発生しております。（略）

当社及び当社側弁護士は、一部原告との間で和解金が発生する可能性はあるものの、その額は損害賠償請求額を大きく下回る可能性が高いという見解であります。賠償金もしくは和解金が発生した場合には、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

現在、引続き係争中ではありますが、早期解決を図りたいと考えております。

###### b. 手付金等返還請求訴訟について

平成14年9月11日、平成13年4月に株式会社スペースデザインが売主、当社が販売代理として販売を開始した「デュオシティ木場公園」に係る売買契約を締結した顧客2名（1戸）を原告、当社及び株式会社スペースデザインを被告とした手付金等返還請求訴訟が、東京地方裁判所を所轄裁判所として発生しております。

原告の訴えは、売買契約に付随して支払った手付金及び当該住戸の内装工事費用の合計額5,927千円の支払いを被告である当社及び株式会社スペースデザインに要求するものであります。

当社及び当社側弁護士は、原告との間で和解金が発生する可能性はあるものの、その額は返還請求額を大きく下回る可能性が高いという見解であります。返還が認められた場合もしくは和解金が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

現在、引続き係争中ではありますが、早期解決を図りたいと考えております。